

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 2 月 1 日 (金) 第2877号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)
定 価 送 料 共 1 箇 月 2 , 6 5 0 円

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 平成25年度に皆伐することができる保安林の伐採面積の許容限度の公表 (森づくり推進課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (介護福祉課取扱い) 2
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (3件) (障害福祉課取扱い) 3
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (8件) (水産振興課取扱い) 3
- 土地改良区の役員の退任の届出 (農地整備課取扱い) 6
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (農地整備課取扱い) 6
- 土地改良区の役員の就任の届出 (農地整備課取扱い) 7
- 県営土地改良事業の換地計画の決定 (農地整備課取扱い) 7
- 土地収用法による収用又は使用の手続の開始 (監理課取扱い) 7
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 8

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する公告 (商工政策課取扱い) 8
- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (経営技術課取扱い) 9
- 落札者等の公告 (管財課取扱い) 11
- 一般競争入札公告 (農業開発総合センター取扱い) 12

告 示

鹿児島県告示第77号

平成25年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法 (昭和26年法律第249号) 第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成25年 2 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
甲突川～馬渡川地区水源かん養保安林	197.58
串木野～花渡川地区水源かん養保安林	448.50
川内川下流地区水源かん養保安林	1,009.34
出水地区水源かん養保安林	656.46
川内川中流地区水源かん養保安林	954.61
別府川～新川地区水源かん養保安林	794.84
本城川～内之浦地区水源かん養保安林	1,374.75
肝属川地区水源かん養保安林	633.90
菱田川地区水源かん養保安林	279.03
大淀川上流地区水源かん養保安林	149.05
種子島地区水源かん養保安林	187.60

屋久島地区水源かん養保安林	1,671.39
それぞれの島地区水源かん養保安林	1,042.22
計	9,399.27
甲突川～馬渡川地区土砂流出防備保安林	15.02
串木野～花渡川地区土砂流出防備保安林	32.80
川内川下流地区土砂流出防備保安林	10.15
出水地区土砂流出防備保安林	13.76
川内川中流地区土砂流出防備保安林	12.32
別府川～新川地区土砂流出防備保安林	13.66
本城川～内之浦地区土砂流出防備保安林	124.60
肝属川地区土砂流出防備保安林	6.58
菱田川地区土砂流出防備保安林	9.26
大淀川上流地区土砂流出防備保安林	0.32
種子島地区土砂流出防備保安林	0.98
屋久島地区土砂流出防備保安林	92.24
計	331.69
川内川下流地区飛砂防備保安林	2.12
計	2.12
川内川下流地区防風保安林	0.42
計	0.42
甲突川～馬渡川地区干害防備保安林	9.84
串木野～花渡川地区干害防備保安林	10.92
川内川下流地区干害防備保安林	28.11
出水地区干害防備保安林	54.24
川内川中流地区干害防備保安林	3.34
別府川～新川地区干害防備保安林	5.70
本城川～内之浦地区干害防備保安林	15.56
菱田川地区干害防備保安林	0.92
大淀川上流地区干害防備保安林	3.38
種子島地区干害防備保安林	29.44
それぞれの島地区干害防備保安林	19.64
計	181.09
串木野～花渡川地区魚つき保安林	0.90
出水地区魚つき保安林	1.56
計	2.46
甲突川～馬渡川地区保健保安林	16.38
串木野～花渡川地区保健保安林	0.82
川内川下流地区保健保安林	46.42
出水地区保健保安林	3.18
別府川～新川地区保健保安林	0.74
それぞれの島地区保健保安林	15.16
計	82.70
合 計	9,999.75

鹿児島県告示第78号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

平成25年2月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

施 設		指定介護療養型医療施設の開設者			辞 退 年 月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
大口病院	伊佐市大口大田 68	医療法人慈和会	伊佐市大口大田 68	永田 雅子	平成25年 3月31日	介護療養 施設サー ビス

鹿児島県告示第79号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年2月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病 院 又 は 診 療 所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
鹿児島県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18番1号	平成25年 2月1日	更生医療

鹿児島県告示第80号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年2月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
サンライズ薬局	薩摩川内市五代町3217番地1	平成25年 2月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第81号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年2月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定訪問看護事業者，指定居 宅サービス事業者又は指定介 護予防サービス事業者		事 業 所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の 所在地	名 称	所 在 地		
医療法人浩然 会	指宿市十町字 湯ノ前1145番 地	指宿訪問看護 ステーション	指宿市大牟礼 四丁目4番8 号	平成25年 2月1日	育成医療・更 生医療
医療法人参篤 会	曾於市末吉町 栄町二丁目12 番1号	末吉訪問看護 ステーション	曾於市末吉町 栄町二丁目12 番1号	平成25年 2月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第82号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年2月1日から同月15日まで指宿漁業協同組合

事務所において縦覧に供する。

平成25年2月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
指宿市大牟礼五丁目6番18号 山元甚造
指宿市湯の浜四丁目7番29号 折田正二
指宿市西方3585番地口号 西元陽一
- 2 加入区
指宿加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
指宿漁業協同組合

鹿児島県告示第83号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年2月1日から同月15日まで指宿漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年2月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
指宿市岩本135番地 坂元広志
指宿市岩本124番地1 常松満夫
指宿市岩本178番地 高田敏夫
- 2 加入区
岩本加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
指宿漁業協同組合

鹿児島県告示第84号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年2月1日から同月15日まで甑島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年2月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
薩摩川内市里町里3511番地2 本一春
薩摩川内市里町里3547番地 角弘久
薩摩川内市里町里3618番地 石原八助
- 2 加入区
里加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
甑島漁業協同組合

鹿児島県告示第85号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年2月1日から同月15日まで福山町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年2月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
霧島市福山町福山4050番地 小林松三郎
霧島市福山町福山815番地 8 大園嘉和
霧島市福山町福山3094番地 1 田ノ上義信
- 2 加入区
福山加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
福山町漁業協同組合

鹿児島県告示第86号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年2月1日から同月15日までおおすみ岬漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年2月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
肝属郡錦江町神川750番地15 坂下勝則
肝属郡錦江町馬場128番地 7 川崎貞則
肝属郡錦江町馬場120番地 鶴崎達郎
- 2 加入区
大根占加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
おおすみ岬漁業協同組合

鹿児島県告示第87号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年2月1日から同月15日までねじめ漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年2月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
肝属郡南大隅町根占川北586番地 8 阿瀧濱税
肝属郡南大隅町根占川南1021番地 桑鶴辰二
肝属郡南大隅町根占川南1107番地 桑鶴勝四
- 2 加入区
根占加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
ねじめ漁業協同組合

鹿児島県告示第88号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出

があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年 2 月 1 日から同月15日まで内之浦漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年 2 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
肝属郡肝付町南方119番地 2 津代道男
肝属郡肝付町南方1396番地 1 吐合浩一郎
肝属郡肝付町北方1854番地 2 津代美佐男
- 2 加入区
内之浦加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
内之浦漁業協同組合

鹿児島県告示第89号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年 2 月 1 日から同月15日まで内之浦漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年 2 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
肝属郡肝付町岸良1273番地 船間一義
肝属郡肝付町岸良1317番地 4 船迫忍
肝属郡肝付町岸良1246番地乙 林光弘
- 2 加入区
船間加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
内之浦漁業協同組合

鹿児島県告示第90号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、末吉町仮屋土地改良区の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成25年 2 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

退任した役員の氏名及び住所

理事 山元 勉 曾於市末吉町南之郷4707番地 1

鹿児島県告示第91号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、末吉町土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年 2 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 就任した役員の氏名及び住所
理事 池田 孝 曾於市末吉町二之方205番地
理事 濱田 勲 曾於市末吉町諏訪方1296番地
理事 福岡 逸郎 曾於市末吉町岩崎490番地 1
理事 末増 誠吾 曾於市末吉町深川2729番地
理事 長ヶ原末実 曾於市末吉町南之郷3798番地 1

理事 月野 六美 曾於市末吉町南之郷7903番地 3
理事 丸野 忠志 曾於市末吉町南之郷10180番地 1
理事 堀之内正治 曾於市末吉町深川9999番地 1
理事 富永 勉 曾於市末吉町南之郷8806番地
理事 山田 明男 曾於市末吉町諏訪方1064番地 2
監事 末廣 光秋 曾於市財部町北俣1060番地 4
監事 川嶋 一郎 曾於市末吉町岩崎2951番地

(任期 平成24年 4 月 17日から平成28年 4 月 16日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 池田 孝 曾於市末吉町二之方205番地
理事 末増 誠吾 曾於市末吉町深川2729番地
理事 濱田 勲 曾於市末吉町諏訪方1296番地
理事 福岡 逸郎 曾於市末吉町岩崎490番地 1
理事 永田 哲 曾於市末吉町南之郷6289番地 6
理事 月野 六美 曾於市末吉町南之郷7903番地 3
理事 丸野 忠志 曾於市末吉町南之郷10180番地 1
理事 堀之内正治 曾於市末吉町深川9999番地 1
理事 富永 勉 曾於市末吉町南之郷8806番地
理事 山田 明男 曾於市末吉町諏訪方1064番地 2
監事 末廣 光秋 曾於市財部町北俣1060番地 4
監事 川嶋 一郎 曾於市末吉町岩崎2951番地

鹿児島県告示第92号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により，末吉町仮屋土地改良区の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成25年 2 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

就任した役員の氏名及び住所

理事 岡村 一志 曾於市末吉町南之郷4929番地 2
(任期 平成24年 3 月 31日から平成27年 4 月 1 日まで)

鹿児島県告示第93号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定により，土地改良事業県営中山間地域総合整備松元地区田原春換地区の換地計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年 2 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 縦覧書類の名称

換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成25年 2 月 4 日から同年 3 月 4 日まで

3 縦覧場所

鹿児島市役所農地整備課

鹿児島県告示第94号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により，起業者から，収用又は使用の手続を保留した土地について，次のとおりその手続を開始する旨の申立てがあった。

平成25年 2 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道3号改築工事（南九州西回り自動車道「川内隈之城道路」新設工事・鹿児島県薩摩川内市小倉町字深谷地内から同市都町字中山地内まで）並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用道路付替工事
- 3 手続が開始される土地
 - (1) 収用の手続が開始される土地
薩摩川内市高江町字東城，字寺前，字野首及び字宇都，宮里町字池尻，字永野，字竿立，字川幡，字會下，字石踊，字車田，字永原，字島田，字福田，字西郷，字深稲葉，字大谷，字谷口，字所ヶ鼻，字高原，字石水及び字田平，青山町字寺茂，字二瀬川，字上新田，字杉安，字中川，字堀之内，字大山，字兔田，字山仁田及び字原田並びに都町字本領，字霜月田，字山口及び字中山地内
 - (2) 使用の手続が開始される土地
薩摩川内市高江町字東城，字寺前及び字宇都，宮里町字池尻，字永野，字竿立，字會下，字石踊，字車田，字永原，字島田，字福田，字西郷，字深稲葉，字大谷，字谷口，字所ヶ鼻，字高原，字石水及び字田平，青山町字寺茂，字二瀬川，字上新田，字杉安，字中川，字大山，字兔田，字山仁田及び字原田並びに都町字本領，字霜月田及び字山口地内
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所
薩摩川内市役所建設政策課

始良・伊佐地域振興局告示第5号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により，次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成25年2月1日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
にじの橋こっち	霧島市国分広瀬二丁目1番19号	特定非営利活動法人にじの橋	霧島市国分中央五丁目13番74号7	橋 正貴	平成25年1月15日	放課後等デイサービス

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので，関係書類を平成25年2月1日から4月間，鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお，法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは，「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては，名称，代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を，平成25年2月1日から4月以内に，鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年2月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー新川内店
薩摩川内市西向田町80番 外9筆

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島市南栄三丁目14番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島市南栄三丁目14番地
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年8月29日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,685平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
第1駐車場 建物東側 22台
第2駐車場 建物敷地北東側隔地 34台
第3駐車場 建物3階 58台
第4駐車場 建物屋上 40台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
第1駐輪場 建物敷地東側 33台
第2駐輪場 建物敷地北東側 10台
第3駐輪場 第2駐車場敷地北側 10台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南東側 174平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
廃棄物等保管施設1 建物内南東側 13立方メートル
廃棄物等保管施設2 建物内南東側 6立方メートル
廃棄物等保管施設3 建物内南東側 6立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻 午前7時
イ 閉店時刻 午後11時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後11時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
第1駐車場 2箇所 建物敷地東側及び北側
第2駐車場 3箇所 第2駐車場敷地北東側、南東側及び西側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成24年12月28日

.....

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成25年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成25年2月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 調達をする物品等の種類

鹿児島県農業開発総合センターで使用する電気

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。
- (4) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（資格審査要綱第1条の2第4号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

- (5) 調達をする物品等の特質により、(1)から(4)までに規定する資格以外に必要な資格を定めることがある。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

(1) 申請の方法

所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

ア 所定の営業概要書

イ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

ウ 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）

エ 納税証明書

(ア) 消費税について未納の税額がないことの証明書

(イ) 鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる営業所を有するものにあつては、主たる営業所の所在地の都道府県税）について未納の税額がないことの証明書

オ 印鑑証明書

カ 財務諸表（法人にあつては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書を提出する年の前年分の所得税確定申告書の写し）

キ その他知事が必要と認める書類

- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
 鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
 電話番号 099-286-3826
 ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成25年2月1日から同年3月1日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のアからキまでのいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 資格審査要綱第6条第1項又は第2項の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者

ウ 電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者でない者

エ 営業開始後1年を経過していない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で営業再開後1年を経過していないもの

オ 暴力団

カ その役員等が、次のいずれかに該当する法人又は個人

(ア) 暴力団員

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対していかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者

キ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成26年9月30日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成25年2月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

結核診査等観察用モニター 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

3 落札者を決定した日

平成25年1月10日

- 4 落札者の氏名及び住所
キヤノンライフケアソリューションズ株式会社鹿児島営業所
鹿児島市南栄五丁目10番29号
- 5 落札金額
30,450,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成24年11月26日

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年2月1日

鹿児島県農業開発総合センター所長 宮内 悟

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入をする物品等の名称
鹿児島県農業開発総合センターで使用する電気
 - (2) 購入をする物品等の数量
年間予想使用電力量 3,417,000キロワットアワー
 - (3) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (4) 需要場所
入札説明書による。
 - (5) 供給期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 競争入札の参加者の資格に関する公告（平成25年2月1日鹿児島県公報第2877号登載）により示した鹿児島県農業開発総合センターで使用する電気の購入に係る知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。
 - (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。
 - (5) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 役員等（物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）第1条の2第4号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員であると認められる法人又は個人
エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は

- 積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人
- ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

- ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下第5位の数字を切り捨てるものとする。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県農業開発総合センター管理部総務管理課
南さつま市金峰町大野2200番地 郵便番号 899-3401

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成25年3月14日午前9時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

- ア 日時 平成25年3月14日午前11時
イ 場所 鹿児島県農業開発総合センター大会議室

(6) 入札説明書

- ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。

(7) 入札説明会の開催日時及び場所

- ア 日時 平成25年2月15日午後2時
イ 場所 鹿児島県農業開発総合センター大会議室

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(4)に同じ。

5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書

の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県農業開発総合センター管理部総務管理課

南さつま市金峰町大野2200番地 郵便番号 899-3401

電話番号 099-245-1081

ファックス番号 099-245-1102

12 その他

(1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) この入札に係る契約は、平成25年4月1日に確定する。

13 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Institute for Agricultural Development

(2) DELIVERY PERIOD:

From 1 April 2013 through 31 March 2014

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the tender explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

9:00 a.m. 14 March 2013

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Management Department general affairs Division

Kagoshima Prefectural Institute for Agricultural Development

2200 kinpoucho oono, Minamisatsuma City, Kagoshima Prefecture 899-3401 Japan

TEL 099-245-1081

FAX 099-245-1102